平成２４年（フ）第４０３号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅800棟２Ｈ―３号
債務者　五百川春實
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３０号
岐阜県関市出来町60番地１
債務者　小瀬木弘昭
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９７１号
名古屋市千種区千種１丁目16番５号　ニューラポール302
債務者　吉田　信之
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４５号
兵庫県姫路市御国野町西御着528番地、従前の住所兵庫県姫路市北平野３丁目10番36号プチドーベル102
債務者　浦　　郁代（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４５２号
兵庫県姫路市西庄甲311番地５、従前の住所兵庫県相生市山手２丁目301番地
債務者　森下　リエ（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４６６号
兵庫県姫路市御国野町国分寺147番地１　リーベンハイツ303号
債務者　日高　逸夫
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６９号
京都府福知山市字正明寺30番地の48
破産者　株式会社ＭＭＳ
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１１６号
千葉県柏市西柏台１丁目７番５号
破産者　大矢　昌治
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１７号
千葉県柏市西柏台１丁目７番５号
破産者　大矢　信一
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２７号
千葉県千葉市中央区中央１丁目８番２号セット千葉ビル１階
破産者　株式会社ピーアールファーティー
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３０２号
千葉県野田市瀬戸179番地の15
破産者　株式会社イシヤマ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４７３号
千葉県流山市鰭ヶ崎1607番地の１　インシュランスビル２階
破産者　株式会社ブルージュ
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５１３号
千葉県柏市松葉町３丁目15番地４　サンライフ倉橋302号
破産者　石川　雄子
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８号
鹿児島県指宿市山川福元6159番地６
破産者　七宝フーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県石岡市東光台５丁目２番47号
破産者　株式会社六軒センター
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７７号
神奈川県足柄上郡大井町金子592
破産者　堀野由美子
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１号
長野県小県郡長和町古町980番地４
破産者　たかみざわ建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４６０号
埼玉県飯能市大字中藤中郷323番地６
破産者　有限会社暁建工
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６９号
埼玉県飯能市仲町12―10　飯能サンプラザ４階、商業登記簿上の本店所在地埼玉県飯能市仲町12番地13シュターンハイム第Ｉ　201号
破産者　有限会社研学舎Ｔｒｙ－ｉｓｔ
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３号
山梨県富士吉田市下吉田423番地
破産者　株式会社フジスタイル
1　決定年月日　平成24年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係